

子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています。

▼給付額／児童1人につき、10万円

▼対象児童／

- ① 令和3年9月分の児童手当支給対象児童
- ② 令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)の児童
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

▼支給対象者／対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方

●国の制度…所得制限内の方が対象になります。

●愛西市の独自支給…所得制限や、令和3年9月1日から12月27日までの間に離婚などにより給付金を受け取ることができない18歳以下の児童を養育する保護者に対しても市独自に支給します。

▼支給手続き／

公務員の方、高校生のみを養育する世帯などの支給対象の方は、令和4年2月28日(月)まで(ただし、令和4年2月14日以降に出生した新生児は、出生後15日以内)に子育て支援課または各支所へ申請してください。

※申請書や詳細は市ホームページをご覧ください。



臨時特別給付金

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)の支給について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた子育て世帯を支援するため給付金を支給しています。

対象となる方で、申請がお済みでない場合は2月28日(月)(ひとり親世帯以外分)で令和4年3月分の児童手当・特別児童扶養手当の認定・額改定請求をした場合は、3月15日(火)までに子育て支援課または各支所へ申請してください。

▼給付額／児童1人につき、5万円

※ただし、同一児童にかかるひとり親世帯分とひとり親世帯以外分の給付金は、重複して受け取れません。

▼対象児童／

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童障害児の場合、20歳未満)



▼ひとり親世帯分支給手続き／申請が必要な方

児童扶養手当の受給要件に当てはまり、次のいずれかに該当する方

- ① 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となつた方

※申請書や詳細は、市ホームページをご覧ください。



ひとり親世帯分

▼ひとり親世帯以外分支給手続き／申請が必要な方

次の①を満たし、②または③に該当する方(高校生のみを養育する方や、公務員の方など)

- ① 対象児童を養育する父母等(令和4年2月末までに生まれた新生児も対象)
- ② 令和3年度住民税非課税の子育て世帯
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税相当の収入となつた子育て世帯

※申請書や詳細は、市ホームページをご覧ください。



ひとり親世帯以外

「いいともあいちサポーター」を募集しています

問 愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 ☎052(95)6434

愛知県は、全国有数の農業県で、林業や水産業も盛んです。県では、県民の皆さんに農林水産業の応援団になって、こうした県産品を皆さんにもっと食べたり利用したりしていただく「いいともあいち運動」を展開しています。

この運動の趣旨に賛同し、応援していただけるサポーターを募集しています。「登録いただいた方には、イベントなどの最新情報を毎週火曜日に配信します。登録は無料で、お名前やご住所の入力は不要です。

いいともあいち運動やサポーター登録について、詳しくはこちらをご覧ください。

■ <https://www.pref.aichi.jp/nous/ei/itomo/itomoaichi/index.html>



あいち電子申請・届出システム